

第11問 留置権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 留置権者は、留置物の一部を債務者に引き渡した場合には、被担保債権の全部の弁済を受けていないときであっても、留置物の残部の引渡しを拒むことができる。

イ Aが所有する甲土地がAからB、BからCに順次譲渡されたが、AがAB間の所有権移転が無効を主張してCに対し甲土地の返還を求める訴えを提起した後に、Cが甲土地につき有益費を支出した。この場合には、当該訴えに係る判決によりAB間の所有権移転が無効と判断され、かつ、Cが当該有益費を支出したときにAB間の所有権移転が無効になる可能性があると疑わなかったことにつきCに過失があったとしても、Cは、Aに対し、当該有益費の償還請求権を被担保債権とする甲土地の留置権を行使することができる。

ウ 甲土地をAから賃借しているBが甲土地上に乙建物を建築した場合において、BがAに対する建物買取請求権を行使するときは、Bは、Aに対し、建物買取代金債権を被担保債権とする乙建物の留置権の反射的効果として、乙建物の敷地である甲土地の引渡しを拒むことができる。

エ 留置物の所有者である債務者から当該留置物を譲り受けた第三取得者は、その譲受けの後に、留置権者が善良な管理者の注意をもって当該留置物を占有すべき義務に違反したとしても、留置権の消滅請求をすることができない。

オ 留置権者は、留置権による競売が行われたときは、その換価金を留置することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

民法：25
第6問

留置権①

民法上の留置権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 建物の所有を目的とする土地の賃借人が、賃貸借契約の終了後、賃貸人に対して借地上の建物の買取請求権を行使した場合には、当該賃借人は、建物の買取代金の支払を受けるまでは、当該建物を留置することができ、賃貸人からの当該建物の敷地についての引渡請求をも拒むことができる。

イ 留置権者は、留置物について、留置権による競売の申立てをすることができる。

ウ 債務者は、相当の担保として保証人を立てることにより、留置権の消滅を請求することができる。

エ 建物の賃借人は、賃貸借契約が終了した場合には、敷金返還請求権に基づいて、当該建物につき留置権を行使することができる。

オ 留置物の所有者である債務者から当該留置物を譲り受けた第三取得者は、留置権者が留置物の占有において善良な管理者の注意を怠ったとしても、留置権の消滅請求をすることができない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ